



みなさまの心と体の健康づくりをお手伝い

ホームページでも
ご覧いただけます!

愛歯国保だより

歯科医院の
スタッフのみなさまで
ご覧下さい!



Contents

- ② 第135回組合会が開催されました
- ④ マイナ保険証での受診が基本になりました
- ⑤ インフルエンザ予防接種補助金事業
- ⑥ 年1回の特定健診で健康チェック!
- ⑦ スギ薬局で特定保健指導が受けられます
- ⑧ ご協力ください 自家診療・他家診療
- ⑪ 接骨院・整骨院のかかり方
- ⑫ こんなときは健康保険が使えません

組合会が開催されました



日頃より当組合の事業運営に関しまして、格別のご理解とご支援をいただき、心から御礼申し上げます。昨今、少子化による総人口の減少や、被保険者の後期高齢者医療制度への移行、事業所の法人化などにより、国保組合の被保険者数は減少傾向が続いています。こうした中、国保組合の財政・組織基盤を確保するために、厚生労働省等に対し、国保組合に対する国庫補助の予算維持・充実、組合特定被保険者に係る補助率の引上げ、高額医療費共同事業補助金の増額、国保組合の新設・地区拡張の取り扱いの緩和、健康保険適用除外承認の取り扱いの緩和、運営基盤の拡大を図る国保組合への支援などを働きかけているものの、実現には至らない状況が続いています。

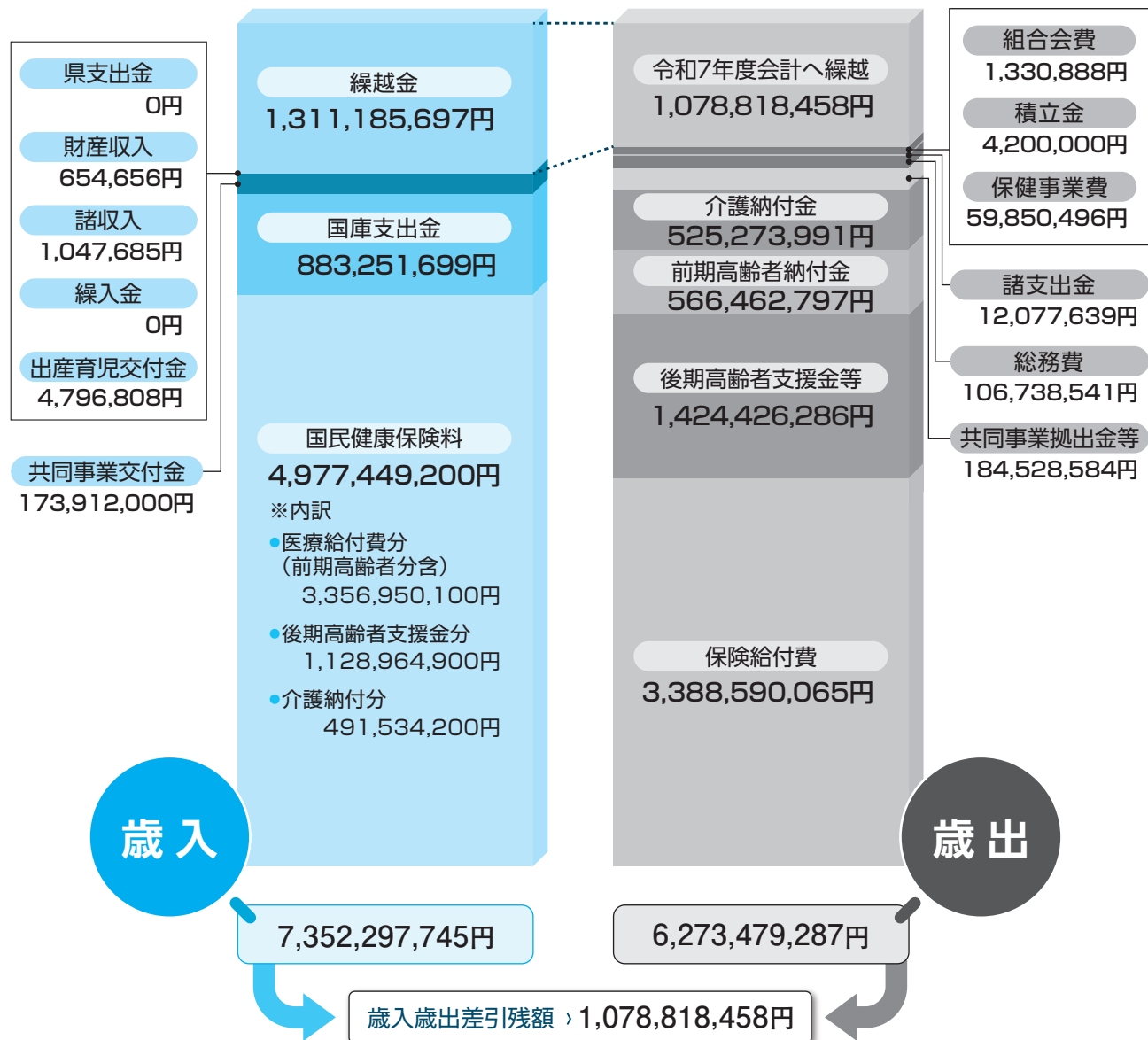
さらに、財政制度等審議会が5月27日に公表した建議書では、国保組合への定率国庫補助に関して、平成28年度から5年間をかけて所得に応じて見直しを行ったことに触れつつも、さらなる見直しが不可欠とされています。特に、「所得水準の高い国保組合にも下限13%の国庫補助が残存することは、応能負担の徹底や保険者機能のさらなる発揮の観点から大きな課題」とされ、所得水準の高い国保組合に対する定率補助の廃止も含めた抜本的な財政支援の見直しを検討すべきとの見解が示されており、今後その動向を注視していく必要があります。なお、財務省が毎年度実施する「予算執行調査」では、今年度の調査対象に国保組合の医療給付費に定率補助などを行う療養給付費補助金が選ばれており、その調査結果として、定率補助の区分や補助率、保険料等の今後の改善点や検討の方向性が示されており、その調査結果として、制度改正面に関しては、従来の保険証が廃止され、マイナ保険証へと移行しました。これに伴い、「資格確認書」等の発行、被保険者への周知、システム改修など、事務局には多大な業務負担が生じております。また、令和8年度から導入される「子ども子育て支援金」については、すべての医療保険者が保険料と合わせて支援金を徴収・納付することとなり、被保険者に新たな負担が生じることとなります。このほかにも、継続審議となっている医師偏在是正対策への拠出金、被用者保険の適用拡大、高額療養費制度の見直し、出産費用の保険適用など、さまざまな課題が山積しております。

国保組合は医療保険者の中では比較的小さな集まりとはいえ、国民皆保険達成以前から業種単位で結成された歴史ある医療保険者であり、相扶共済の精神で徴収・給付から健康づくりまでを一体的に行うことで、国民皆保険の一翼を担ってまいりました。このような状況下ではございますが、当組合においても、歯科医師とその従業員、家族による相扶共済の理念に基づき、将来的にも持続可能な制度運営に努めてまいります。皆様におかれましても、健康の維持増進などに留意いただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

理事長 小川 直孝

令和6年度 歳入歳出決算

(単年度収支額) △232,367,239円



次の各議案が
慎重審議の結果、原案通り
承認可決されました

第1号議案

令和6年度愛知県歯科医師会国民健康保険組合歳入歳出決算の承認を求める件
併せて財産目録および備品目録の承認を求める件

第2号議案

令和6年度愛知県歯科医師会国民健康保険組合歳入歳出決算剰余金の処分(案)に関する件

令和6年度 こんな事業を実施しました

- 特定健診受診者数 3,6005名
- 健康診断受診者補助 1,251名
- B型肝炎受診者補助 30名
- 歯科医師国保健診補助 3,783名
- 契約保養施設の利用 1,5009名

愛知県歯科医師 国民健康保険組合 役員名簿

第135回組合会において、任期満了に伴う役員改選が行われ、愛知県歯科医師会国民健康保険組合の第31期新役員が決定いたしました。任期は令和7年8月1日(木)令和9年7月31日(木)までとなっております。

役員

理事長	小川 直孝
副理事長	久田 和明
副理事長	榮 祥宏
常務理事	酒井 功支
常務理事	紀藤 政司
常務理事	神崎 悟
理事	齊藤 伸明
理事	山田 響介
理事	磯村 篤彦
理事	野島 隆
監事	青山 昇市
監事	杉浦 隆
監事	鈴木 啓元

令和7年度 インフルエンザ予防接種 補助金事業をご利用ください



加入者のみなさまを対象に、健康保持推進と医療費適正化のためインフルエンザ予防接種費用の一部を補助します。実施要領をご確認のうえ、申請をお願いいたします。

補助内容

- 1. 対象者** 加入者全員
- 2. 補助金額** 1,000円 (1人接種期間内1回に限る)
- 3. 接種期間** 令和7年10月1日～令和8年2月末日
- 4. 申請期間** 令和7年11月1日～令和8年3月31日消印分まで
- 5. 申請方法** インフルエンザ予防接種補助金支給申請書・領収書 (コピー可) を医院ごとで取りまとめてご申請ください。
- 6. 支給方法** 書類等を審査し支給決定後、翌月末までに、ご指定の口座に振り込みいたします。



注意事項 申請するときはココに注意!

領収書は右記 1～6 の記入が必要です。



- 1 被接種者の氏名
- 2 接種年月日
- 3 接種費用
- 4 医療機関名
- 5 医療機関印 (領収印)
- 6 領収書の但し書きには必ず
インフルエンザ予防接種代と
(予防接種代、ワクチン代は不可)
明記されていること



※添付書類は領収書以外認められません。(接種済証明書は不可)
※領収書名は被接種者の個人名でお願いします。(歯科医院名は不可)

振込について

- 愛知県医療信用組合の口座への振込にご協力をお願いいたします。
- 愛知県医療信用組合以外の金融機関に振込を希望される場合は、補助金額から振込手数料を差し引いて振り込みます。
- 愛知県医療信用組合に口座をお持ちでない先生は、口座を開設いただきますようご協力をお願いいたします。



愛知県歯科医師国保組合の

ホームページを ご活用ください

各種申請書類はホームページからダウンロードが可能です。

愛知県歯科医師国保

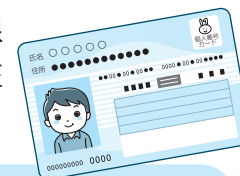
検索

<https://aishik.jp/>



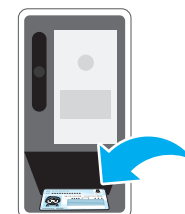
マイナ保険証での受診が基本になりました

国の法改正により、従来の保険証は新規発行が廃止され、令和7年7月31日の有効期限をもって完全に利用が終了しました。今後、医療機関を受診する際には、マイナ保険証 (保険証利用登録をしたマイナナンバーカード) をご利用いただくのが基本となります。



現在の医療機関のかかり方

- 1** 受付のカードリーダーにマイナ保険証を置く
- 2** 顔認証または暗証番号※を入力
※マイナナンバーカード受け取り時に設定した4桁の番号
- 3** 過去の医療情報※提供への同意確認をする
※診療や手術、薬、健診結果



全て同意する
を選択するのが
おすすめ!

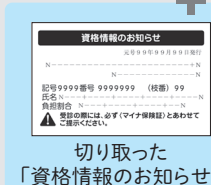
受付完了!!

カードリーダーの不具合などでマイナ保険証が使えないときは?

マイナ保険証とセットで「資格情報のお知らせ」または「マイナポータル」の「資格情報画面」を提示してください。



マイナ
保険証



または



マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」で受診を

マイナ保険証の取得・登録がまだの方は、当組合から交付する「資格確認書」を受付で提示してください。

●国の法改正やマイナ保険証に関するお問い合わせ

マイナナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く) / 平日: 9:30~20:00 土日祝日: 9:30~17:30

紛失・盗難等による一時利用停止については24時間365日受付

マイナ保険証の取得・
登録方法についてはこちら
厚生労働省▶



令和8年度から

「子ども・子育て支援金」の納付が始まります

令和8年度より、国の少子化対策の一環として、国保組合に「子ども・子育て支援金」を代行徴収することが義務づけられました。具体的には、毎月みなさまに納めていただく国民健康保険料に上乗せして「子ども・子育て支援金」が徴収され、国に納められることになります。国保組合が行うのは、介護保険料と同様、事務的な徴収と国への納付のみです。

支援金は、子ども・子育て世代を支える事業に充てられます

乳児等のための
支援給付

妊婦のための
支援給付

児童手当の
拡充

育児時短
就業給付

など

開始時期 令和8年4月保険料から

詳しくはこちら
(子ども家庭庁)



管理栄養士と一緒に
健康なカラダを
目指しませんか？



参加費
0円

スギ薬局の特定保健指導

特定保健指導は、生活習慣を改善する約3か月間の支援プログラムです。
スギ薬局の管理栄養士が全力でサポートします！
ぜひ、お気軽にお申し込みください。

ご自宅近くのスギ薬局で 特定保健指導が 受けられます

参加者特典

約**3,000円**相当!!
初回健康相談でもらえます♪



※写真は一例です。初回健康相談時にお好きな商品を1つお選びいただけます。

プログラムの流れ

STEP
1

受けやすい!
初回健康相談

ご希望のスギ薬局の店舗にて
カラダ改善プランを一緒に立てます

- 自宅、会社近くの店舗利用
- 平日および土日祝日も実施可能
- ※実施は店舗営業時間に準ずる



STEP
2

続けやすい!
生活習慣の改善

カラダ改善に向けて気になることを確認できます
〈さまざまなサポート体制〉

メール 対面 ネット 電話



STEP
3

安心サポート!
振り返り

取り組み内容の振り返りを実施します

- プログラム終了後も店舗にて気軽に相談
- 各種測定機器を継続して利用可能
- ※測定機器は一部の店舗のみ利用可能



スギ薬局では店舗により、
健康相談の実施場所が異なります

ゆったり指導タイプ

- A コミュニティスペース
- B 旧調剤室個室・待合室

気軽に指導タイプ

- C 調剤カウンター・待合室
- D 店舗フロア

特定保健指導の制度について

愛知県歯科医師国民健康保険組合(担当)
TEL 052-962-9539
〈受付時間〉9:00～17:00(平日のみ)

本プログラムについて

スギ薬局 特定保健指導(担当)
TEL 0562-45-2723
〈受付時間〉10:00～18:00(平日・土日祝日を含む)

※店舗に直接お問い合わせいただいても、担当スタッフが不在のため対応いたしかねます。ご不明点は上記番号にお問い合わせください。

愛 歯 国 保 から の お 知 ら せ

生活習慣改善のチャンス 年1回の特定健診で健康チェック!

食べすぎや運動不足などの生活習慣が積み重なって起こる、
メタボリックシンドローム(以下メタボ)。特定健診・特定保健
指導は、その予防や早期発見・早期治療のために毎年1回
行われており、40歳以上の被保険者の方は全員、受ける
ことになっています。年1回は必ず受診しましょう。

※今年度中に40歳から75歳になれる方が、当組合の指定医療機関にて人間ドックや歯科医師国保健診を受診される場合にも、
特定健診の受診券をご持参ください。

今年度中に40歳から75歳になれる
方には、**6月に特定健診の受診券を
送付しました。**受診の際には受診券
を必ずご持参ください。



油断は禁物!!
先延ばしにしないで

持病で通院し、検査を受けているから

健診では全身の状態をチェックできます。
通院中の方も必ず受けてください。
※健診を受けるときに、通院中であることを伝えてください。



気になる症状があれば病院に行くから

血液や血管の状態は、自分ではわかりません。
メタボや生活習慣病を見つけるには、
健診が最も有効な手段です。



忙しくて予定が立てられないから

基本的な健診なら半日程度ですみます。
病気が悪化し、長期間入院しなければ
ならなかったら、本末転倒です。



今年度の健診をまだ受けていない方は、
忘れずに健診を受けて、生活習慣病の芽を早めにつみとりましょう。



特定健診の結果、対象となった方は
特定保健指導を受けましょう!

対象者は **無料** で
受けられます!

メタボのリスクが高いと判定された方には、案内をお送りします。
特定保健指導を実施している契約医療機関等で受けてください。



初 回

個別面談またはグループ学習を行い、
生活習慣を振り返って
一人ひとりに合った目標を立てます。

目標に沿って生活習慣の
改善を实践

※メタボのリスクが高い方はよりきめ細かい
サポートが受けられます。

3ヵ月後

生活習慣や体の状態が
どのように変わったかなどを、
面談や電話・メールで確認します。

※特定健診・特定保健指導を、当組合と契約している東海四県(愛知・岐阜・三重・静岡)の医療機関で受診した場合は、費用負担はありません。

特定保健指導は脱メタボのチャンス! あなたの健康づくりを応援します!

「スギ薬局の特定保健指導」もご利用いただけます。詳しくは左のページをご覧ください。

非就業の正組合員および その家族の歯科領域における 診療費の給付について

非就業の正組合員の先生とその家族の組合員の方で、歯科の診療を希望される場合は当組合までお問い合わせください。申請いただくことにより受診いただける場合があります。

詳しくは当組合までお問い合わせください。

令和 年 月 日

受給者歯科医師国保健康保険組合

住所
組合員
氏名 印

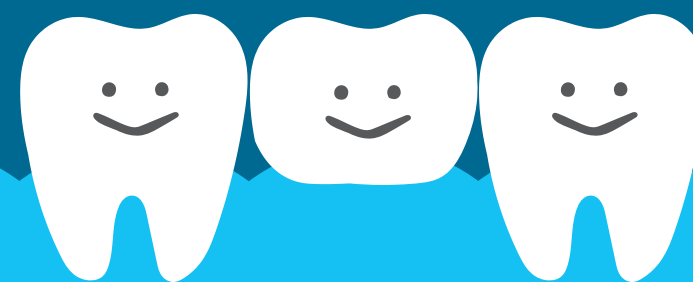
歯科領域における診療費の給付額

みだしのこにつきまして今般下記事由により給付を受けたく申請いたします。

記

1. 被保険者証記号番号
2. 受診者氏名
3. 受診者生年月日
4. 受診者住所
5. 組合員との続柄
6. 受診先医療機関名
(地区または住所) ()
7. 受診開始予定年月日
【給付申請事由】

ご協力ください



自家診療・他家診療

当組合は歯科医師国保という特殊性から、
歯科医療費の保険請求の自粛をお願いしております。

ココに注意！

- ① 自院での診療はすべて不可。
- ② 他院の準組合員およびその家族についてはすべての診療が可。
- ③ 他院の正組合員およびその家族を診療した場合、「歯冠修復及び欠損補綴」欄についての保険請求は不可。



被保険者に対する
給付範囲

自院での診療
(自家診療)

他院での診療
(他家診療)

正 組 合 員	×	歯冠修復および欠損補綴は不可※
正 組 合 員 の 家 族	×	歯冠修復および欠損補綴は不可※
準 組 合 員	×	○
準 組 合 員 の 家 族	×	○

※ただし窩洞形成・充填・充填材料については可です。

ご不明な点は当組合までお問い合わせください。

クイズ正解者の中から、抽選で当たる！

プレゼントキャンペーン

クイズに答えて「QUOカード」を当てよう！

愛歯国保クイズ



本誌をよく読んで
次の①～③の空欄を
埋めてください。



- ① 従来の〇〇〇は令和7年7月31日をもって利用が終了しました。
- ② インフルエンザの予防接種に対して〇,〇〇〇円の補助があります。
- ③ ポリファーマシーによって薬剤費が増えると、〇〇〇の増大につながります。

ヒント…4ページ

ヒント…5ページ

ヒント…11ページ

その他、愛歯国保だよりに関するご意見・ご感想などをお聞かせください。

応募方法

ハガキに右記を明記のうえ、愛歯国保宛にお送りください。

- 送り先：〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目5-18
- 締切日：令和7年11月14日(金)必着

※当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。
※応募ハガキにご記入いただいた個人情報は、賞品の発送以外の目的には使用いたしません。

解答
①
②
③
ご意見・ご感想
健康保険の記号・番号
氏名
住所
電話番号

▲記入例

賞品

クイズ全問正解者の中から、抽選で10名様に「QUOカード」を差し上げます。

知って
おきたい!

接骨院・整骨院の かかり方

接骨院や整骨院の看板等に「各種保険取扱」や「医療保険療養費支給申請取扱」と書かれていても、すべての施術に健康保険が使えるわけではありません。接骨院・整骨院にかかるときのルールを知っておきましょう。

健康保険が
使えるケースは
限られて
います

健康保険が **使える**

原因がはっきりしている外傷性の負傷で、慢性に至っていないものに限られる

- 骨折
- 捻挫
- ひび(不全骨折)
- 打撲
- 脱臼
- 肉離れ(挫傷)

※骨折・ひび・脱臼は、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。
※内科的原因による疾患は含まれません。

健康保険が **使えない**

- 日常生活からくる肩こり、筋肉疲労
- 症状の改善が見られない長期にわたる施術
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 保険医療機関で治療中の負傷
- 勤務中、通勤途中の負傷(労災保険対象)

など

● 接骨院・整骨院にかかるときの注意点 ●

必ず領収書・明細書をもらいましょう

領収書・明細書を必ず受け取り、金額や施術内容を確認してください。もし実際と違っている内容があれば、当組合にご連絡ください。

「療養費支給申請書」はよく確認して署名を

「療養費支給申請書」に記載されている負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、自筆で署名してください。

当組合から施術内容等を
確認させていただく
場合があります

当組合では、健康保険を使って接骨院・整骨院の施術を受けた方に、後日、施術日や施術内容、負傷原因等を確認させていただく場合があります。みなさまの保険料を適切に使用するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

ポリファーマシーをご存じですか?

ポリファーマシーとは、単に服用する薬が多いことではなく、複数の薬を服用することで副作用を起こしたり、薬ののみ忘れやのみ間違いをしたりなど、体に害をなす恐れがある状態のことです。

ポリファーマシーの問題点

1 多剤服用により、副作用や薬物有害事象[※]が発生する

薬物有害事象には、ふらつきや転倒、記憶障害、せん妄、抑うつ、食欲低下、便秘、尿失禁など、さまざまなものがあります。薬が追加されたり、変わったりした後は、とくに注意しましょう。

※薬との因果関係ははっきりしないものを含め、患者に生じた好ましくない、あるいは意図しない兆候、症状、または病状。

2 医療費の増大や残薬にもつながる

多くの薬が処方されることで薬剤費が増えて医療費の増大につながり、患者負担も増加することになります。また、薬が多いためにのみ忘れて残ってしまう残薬の問題にもつながります。

ポリファーマシーを防ぐには?

医師や薬剤師に相談する

薬の種類が多い場合は、医師や薬剤師に相談を。かかりつけ医やかかりつけ薬局をもてば、服用中の薬を把握してもらえます。自己判断で服用を中断するのは危険です。

マイナ保険証、お薬手帳を活用

医師や薬剤師が過去の処方薬等を確認でき、薬が重複するリスクを減らすことができます。



「はしご受診」を控える

同じ病気やけがで複数の医療機関にかかる「はしご受診」は、検査や投薬が繰り返されて体に負担がかかり、薬の種類も多くなることがあります。

組合員の
みなさまへ

契約保養所のご案内

一般価格よりお得に利用できる、施設利用券のご案内です。
お申し込みは下記をご確認ください。

通年利用可能!
ぜひお申し込み
ください!

契約保養所の 申込方法

利用したい施設をお電話にてお申し出ください。
当組合より割引券(加入者の人数分)を発行いたします。

TEL **052-962-9539**

受付時間 平日 9:00~12:00 / 13:00~16:00
(時間外は取り扱いできません)

利用方法

- ◆入場券売り場の窓口にて割引券を提示し、入場券をご購入ください。
- ◆利用はお1人様1回(1枚)限りとなります。
- ◆他の割引との併用はできません。

ナガシマスパランド

長島温泉 湯あみの島

各種イベント・詳しい情報は

ナガシマリゾート

検索



2月末
まで



ラグナシア

各種イベント・詳しい情報は

ラグーナテンボス

検索



3月末
まで

実践しよう! セルフメディケーション

セルフメディケーションとは、日ごろから体調管理を行い、軽い症状には市販薬を活用するなどし、自分の健康を自分で管理することです。セルフメディケーションを行うと、健康維持はもちろん、医療機関を受診する手間や時間が減り、医療費の節約にも役立ちます。



体調管理を行い、 年に1回健診を受ける

運動、食事、睡眠を意識し、疲れやストレスを感じたらしっかり休むなど、日ごろの体調管理はセルフメディケーションの基本です。また、**年1回の健診**で健康状態を把握するとともに、病気の予防や早期発見に努めましょう。

軽い不調には市販薬や セルフケアで対処する

かぜのひき始めや軽い頭痛、胃もたれなどには、市販薬(OTC医薬品)を活用しましょう。とくに、処方薬と同じ有効成分を含む「スイッチOTC医薬品」は高い効果が期待できます。



症状が重いまたは長引く場合は、医師の診察を受けましょう。

セルフメディケーション税制

健診を受けるなどの健康管理を行っている人を対象として、市販薬を年間12,000円以上購入した場合に所得控除が受けられる制度です。同居するご家族の分も合算できます。



対象医薬品には
このマークが
ついています

セルフメディケーション
税 控除 対象

詳細はこちら



#7119・#8000
を利用する

急な体調不良などで「病院に行くべき?」「救急車を呼ぶべき?」と迷ったら**#7119**に電話で相談を。お子さんの場合は**#8000(こども医療電話相談)**が利用できます。

緊急性 高い場合 ▶ 迅速に救急出動を手配
低い場合 ▶ 医療機関や受診のタイミングなどをアドバイス

こんなときは

健康保険が使えません



健康保険が使えるのは、治療の必要が認められる状態のときです。
次のような場合は健康保険が使えませんのでご注意ください。



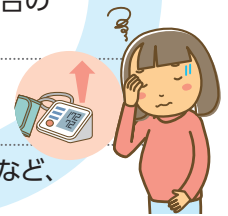
健康保険が **使えない** 場合

- 仕事や日常生活にさしさわりのない
ソバカス、アザ、ニキビ、ホクロ、わきが など
- 回復の見込みがない
近視、遠視、乱視、斜視、
色盲 など
- 美容のための整形手術
- 身体の機能にさしさわりのない先天性疾患
- 予防接種や予防内服
- 健康診断、生活習慣病検査、
人間ドック
- 正常な妊娠、出産
- 経済的理由による人工妊娠中絶



健康保険が **使える** 場合

- 治療を必要とする症状があるもの
- 視力に変調があって診てもらったときの
診察、検査、眼鏡の処方箋
- ケガの処置のための整形手術
- 美容のためでなく、社会通念上治療の
必要があると認められるもの
- 感染している可能性がある場合の
破傷風の予防接種 など
- 検査の結果、医師が必要と
認めた場合の治療
- 妊娠高血圧症候群、異常出産など、
治療する必要があるもの
- 経済的理由による場合以外の
母体保護法に基づく人工妊娠中絶



こんなときは
健康保険が使えますが

愛知県歯科医師国保組合に 届け出が 必要です

- 交通事故にあった
- 他人の飼い犬などに
かまれた
- 看板などが倒れて
ケガをした
- 他人から暴力を受けた
- 外食で食中毒になった

第三者の行為によって病気やケガをした場合は、
本来は加害者が治療費を負担します。健康保険
を使って治療を受けた場合は、当組合が治療費を
一時的に立て替え、あとから加害者に請求します。
このような場合は、必ず「第三者行為による被害
届」を当組合に提出してください。

また、示談をする場合は、必ず当組合にご相談
ください。



季節の1枚

<愛知県豊田市 香嵐渓>

豊田市足助町にある香嵐渓は、全国屈指の紅葉の名所です。11月のもみじまつり期間中は、ライトアップされたもみじが織りなす幻想的な絶景を楽しめます。また、愛知県で初めて国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された、足助の古い町並み散策もおすすめです。

